

令和3年1月8日

保護者の皆様へ

国富町立本庄中学校
校長 結城敬一郎

県の「緊急事態宣言」に伴う感染拡大防止の取組について

初春の候 皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、ご案内のとおり昨日、県は新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大を受け、歴史的な危機に直面しているとして「緊急事態宣言」を発出しました。
学校では、これまで以上に、健康観察や手洗い・うがい、手指消毒、マスク着用、3つの「密」（密閉、密集、密接）となる条件を避ける等の感染防止の取組を徹底します。
ご家庭におきましては、これまで、感染防止の取組にご協力をいただき感謝申し上げます。
標記の宣言を受け、改めて感染防止の取組の徹底をお願いします。
つきましては、下記の点についてご理解とご協力をお願いします。

記

1 感染拡大防止の取組について

- (1) 今後も確実に、毎朝ご家庭で検温と健康状態の確認を行っていただき、その状況を「朝の健康観察カード」に記入し、学校に持たせてください。
- (2) 登校時、生徒玄関にて検温状況の確認と手指消毒を行いません。そのため準備の都合上、登校は、午前7時30分以降に学校に到着するようご協力ください。
- (3) 発熱や風邪のような症状がある場合は、無理をして登校せずに自宅で安静にしてください。また、医療機関等への相談と学校への連絡をお願いします。
なお、学校で発熱等体調不良があった場合、保護者の迎えによる早退をお願いすることがあります。連絡先に変更があった場合には、学級担任を通じてお知らせ下さい。
- (4) 文部科学省のマニュアルにより、生徒と同居の家族に発熱や風邪のような症状がある場合も登校をさせないでください。この場合、学校への連絡と相談をお願いします。
- (5) もし、生徒や同居の家族が感染したり、濃厚接触者となったりした場合には、学校への連絡をお願いします。
- (6) 今後も生徒のマスクの着用について、ご協力をお願いします。
- (7) 部活動は、当面の間、中止とします。
- (8) 引き続きご家庭でも、手洗い（30秒以上）やうがい、換気など、感染防止の取組の徹底について、ご指導をお願いします。
- (9) 当面の間、帰宅後や休日等には、不要不急の外出を控えるようご指導ください。
特に、大勢が集まる商業施設やイベント等への出入りについて、自粛するようご指導をお願いします。
- (10) 感染は誰にでもあり得ることです。感染した人について心ないことを言うなど、差別や偏見となる行為を絶対にしないよう、ご家庭でもご指導ください。
また、医療従事者や介護従事者、日常生活を支えている方（エッセンシャルワーカー）へのねぎらいと敬意、感謝の気持ちを大切にすようご指導ください。

2 その他

ご不明な点や子どもさんの体調など気がかりなことがありましたら、遠慮なく学校へご連絡ください。